

海岸事業の再評価説明資料

〔下新川海岸直轄海岸保全施設整備〕

平成17年3月

北陸地方整備局

事業再評価説明資料

目 次

1. 海岸の概要	
1) 下新川海岸の概要	1
2) 主要な災害	5
2. 事業の概要	
1) 事業の経緯	6
2) 保全計画の概要	7
3) 保全施設の整備状況	8
4) 現在、実施中の主要整備内容及び進捗状況	10
5) 現状での主な課題	15
3. 事業の投資効果	
1) 費用対効果	16
2) これまでに行った事業の効果	21
3) コスト縮減の取り組み	25
4. 事業を巡る社会情勢等	
1) 地域の開発状況	26
2) 地域の協力体制	28
3) 関連事業との整合	28
4) その他	28
5. 対応方針（原案）	29

1. 海岸の概要

1) 下新川海岸の概要

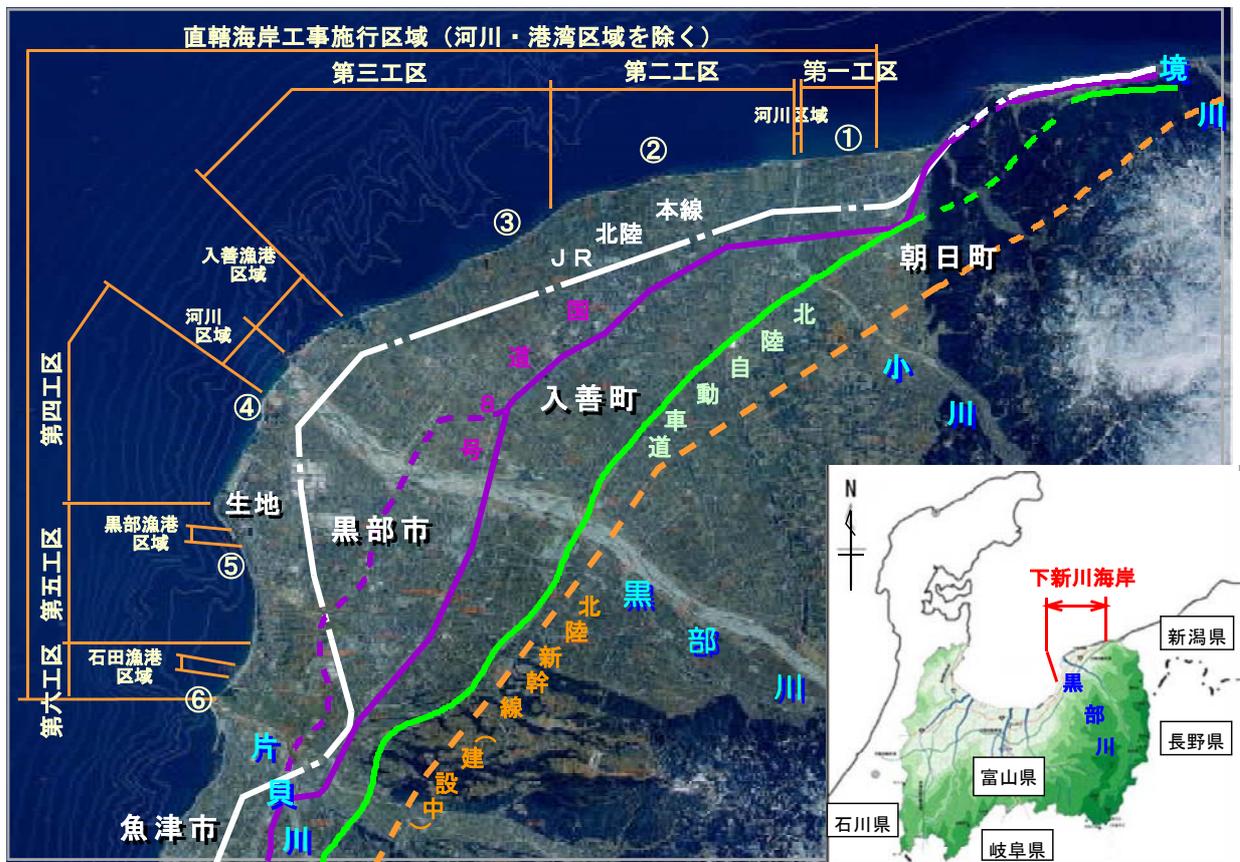
下新川海岸は富山県東部に位置し、黒部川及び小川の流送土砂により形成された扇状地先端部の砂礫堆積からなる砂浜海岸である。台風期や冬期に日本海を北上する低気圧に伴う高波浪と、数多く点在する海底谷への沿岸漂砂の流失により、全国でも稀に見る侵食を受けており、その保全対策には、高度な技術と多額の費用を要する海岸である。

そのため、昭和32年5月に海岸保全区域に指定、昭和35年4月に直轄事業着手し、現在、離岸堤等による面的防護施設の整備を推進しています。

直轄工事施工区域延長：17,225m

第一工区：1,326m、第二工区：4,917m、第三工区：5,034m
第四工区：2,359m、第五工区：2,829m、第六工区：760m

沿岸市町村：黒部市、入善町、朝日町



下新川海岸全景

○数字は、次ページ写真位置



①朝日町東草野地先（第一工区）



②入善町横山地先（第二工区）



③入善町吉原地先（第三工区）



④黒部市荒俣地先（第四工区）
〔黒部川河口〕



⑤黒部市立野地先（第五工区）



⑥黒部市大島地先（第六工区）
〔片貝川河口〕

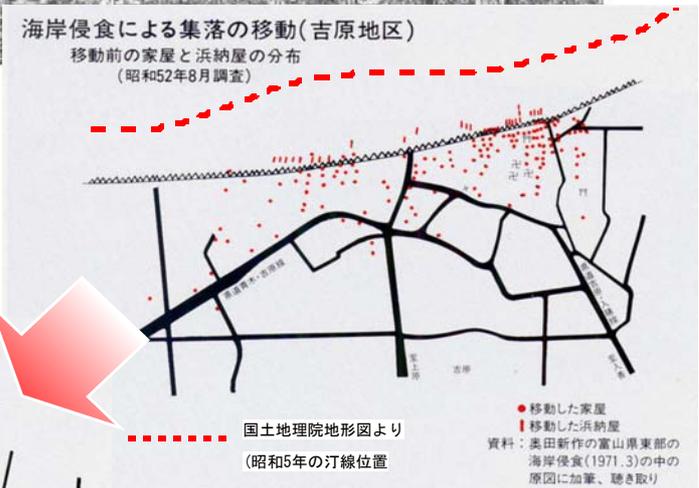
○地形図でみる侵食状況

明治43年と平成8年の海岸線を比較すると赤色部分が侵食され、海岸線が明治以降、大きいところでは約150mから250mも侵食により後退している。



※1:50,000地形図(国土地理院発行)
[平成8年測量]

入善町吉原地区における
海岸侵食による家屋移転状況



陸域の後退により海岸域の家屋は、移転を余儀なくされ、中には2度3度と移転した例もある。

- ・昭和年代に入り昭和52年までに
171戸が移転

○下新川海岸の侵食要因

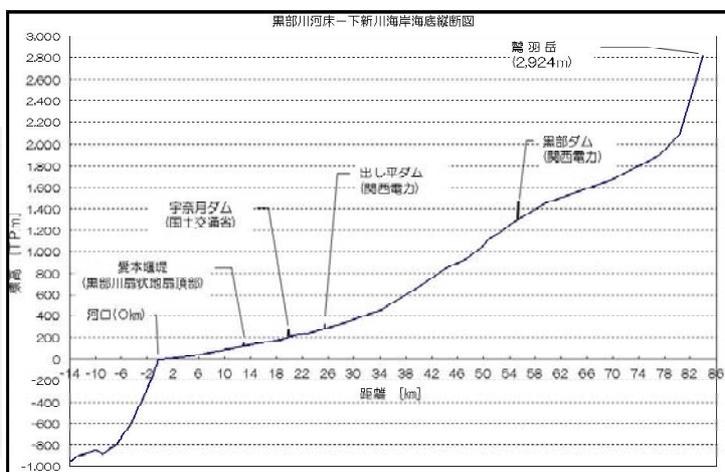
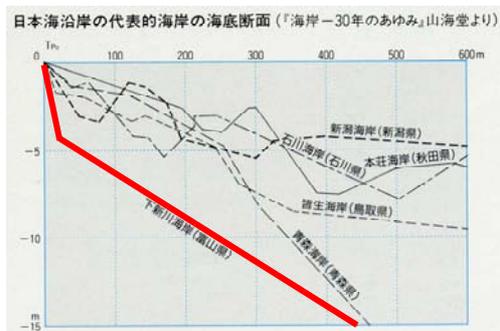
下新川海岸の侵食要因については、次のことが推測されている。

- ①富山湾特有の「波」による影響、②海底地形による影響、③土砂供給の減少による影響、④沿岸漂砂の減少による影響

- ①日本海を北上する低気圧によって発生する「寄り回り波」*や冬期季節風による高波浪が絶え間なく押し寄せ海岸線の砂を深海に流失させる。

*「寄り回り波」：日本海北部に発生し、伝播してくる大きな「うねり」が富山湾の特異な海底地形と相俟って打ち寄せる高波。

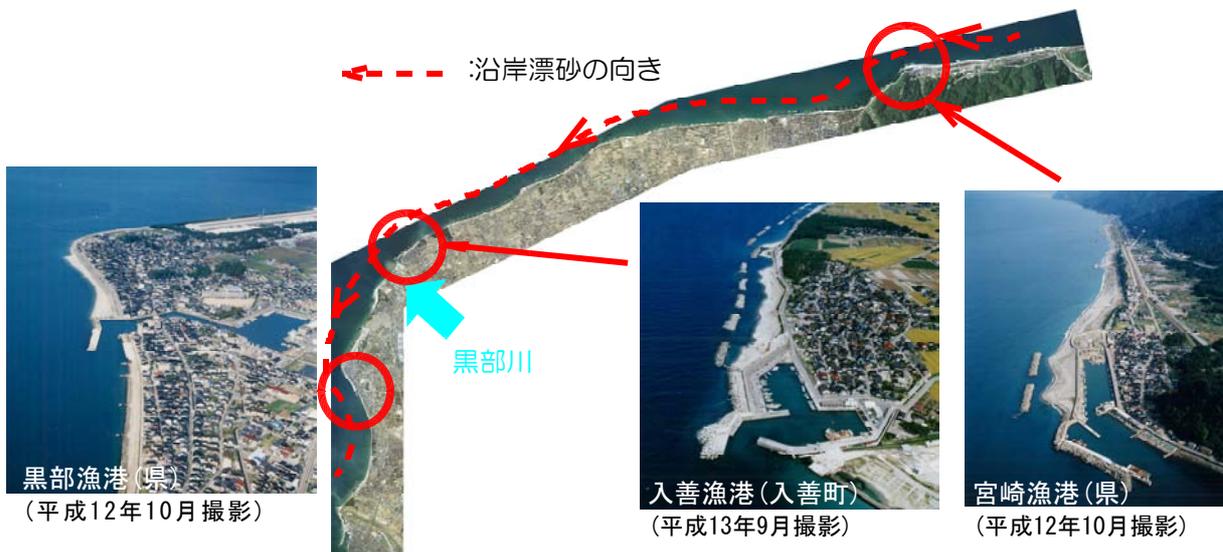
- ②海岸線近くに多数の海底谷が形成され、海底勾配が非常に急峻で漂砂が海岸付近に溜まることができず、海底谷に流失する。



- ③黒部川は、昔氾濫を繰り返し扇状地のいたる所から海へ土砂供給していたが、治水事業の進捗により現在の河道に固定され、氾濫等による土砂供給が減少。

- ④当海岸の沿岸漂砂は、新潟県側から西へ流れる傾向にあり、漁港等の施設建設によりその漂砂の流れが遮断。

*沿岸漂砂：海中に砂が浮遊し、汀線と平行方向に移動する状態。



2) 主要な災害

下新川海岸は、海底勾配が非常に急であり、富山湾特有の高波浪、「寄り回り波」により古くから前浜が侵食され被害を受けている。過去には、昭和45年の低気圧発達による高波浪により、越波・侵食による甚大な被害も発生し、その後も毎年のように被害を受けている。

主要災害一覧表

発生年月日	災害要因	災害内容
明治16年(1883)9月11日		暴風のため生地海岸に高波が発生。 市街家屋に浸水する。
明治32年(1899)12月23日	冬期風浪	生地町が波の被害を受け、 家屋破壊によって圧死者が出る。
大正 5年(1916)12月29日	冬期風浪	富山湾一帯に激しい波が来襲。下新川では防波堤が約4580m決壊
昭和36年(1961) 1月27日	冬期風浪	富山湾沿岸に高波が来襲。堤防決壊411m、 床上浸水3戸、床下浸水2戸、耕地流出70a
昭和45年(1970) 2月 2日	冬期風浪	「台風坊主」により高波が来襲。堤防破堤・決壊1120m、 建物全壊15、半壊24、一部破損18棟、田畑の冠水・埋没、天然海岸の決壊
昭和47年(1972) 9月19日	台風20号	「寄り回り波」により堤防陥没127m、 天然海岸の決壊
平成 3年(1991)2月17日	冬期風浪	冬型の気圧配置となり高波が来襲。 死者1名、天然海岸の決壊40m
平成10年(1998)9月17日	台風5号	台風通過に伴い高波来襲。堤防決壊125m

※破堤：重大な被害を与えている。堤防決壊：放置すれば破堤し重大な被害を与えるおそれあり。



昭和45年2月被災状況(黒部市生地)



昭和45年2月被災状況(黒部市荒俣)



平成10年2月越波状況(黒部市生地)



平成10年9月被災状況(入善町柳原)

2 事業の概要

1) 事業の経緯

下新川海岸保全等の主な経緯一覧表

昭和8年(1933) ～同12年(1937)	富山県がコンクリートブロック及び合掌杵を施工。波浪が著しく耕地及び民家に接近している地区には、練石積の直立堤を施工
昭和25年(1950)	富山県が海岸堤防修築事業に着手
昭和26年7月 (1951)	宮崎漁港が漁港指定を受け、同年に外郭施設建設開始。この結果、下新川海岸への沿岸漂砂が遮断され、西側の汀線後退が顕著に
昭和27年(1952)	富山県が侵食対策事業に着手
昭和32年 (1957)	富山県及び県海岸保全促進連盟が、「下新川海岸の激浪に耐える構造物を築造すべきであり、そのためには巨額の費用と優秀な技術が必要である」と、国の直轄施行の必要性を訴える
〃	建設省中部地方建設局が富山県東部海岸調査に着手
昭和33年(1958)5月	海岸保全区域指定(富山県告示第393号)
昭和35年4月 (1960)	富山県としても様々な侵食防止対策を実施してきたが、災害が絶えず、年々激烈となり、災害復旧工事費が増大していた。抜本的対策には、巨額の費用と高度な技術が必要とされたため、直轄海岸事業として直立堤(線の防護工法)に着手(建設省告示第875号)
昭和45年 (1970)	直立堤(線の防護工法)から離岸堤等(面的防護工法)へ事業促進
平成5年 (1993)	入善町吉原地区(第三工区)において、新型離岸堤(有脚式)に着手(急海底勾配などを考慮した新工法)
平成12年 (2000)	黒部市生地地区(第五工区)において、透過型有脚式突堤に着手(急海底勾配、沿岸漂砂の移動を考慮した新工法)

2) 保全計画の概要

○計画方針：前浜損失、堤脚の洗掘等により前面水深も深く越波も大きくなっているため、高潮及び侵食対策として緩傾斜堤、離岸堤、副離岸堤、人工リーフ、新型離岸堤、根固消波工を計画する。

○計画波高：生地以東 6.40m、生地以西 2.60m (1/50確率波)

○計画周期：生地以東 12.2秒、生地以西 5.6秒

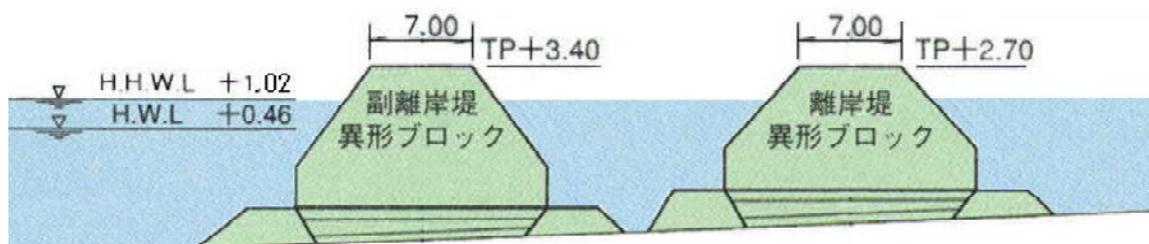
○計画潮位：T.P.+1.02m

○計画堤防高：生地以東 T.P.+5.70m、生地以西 T.P.+4.20m

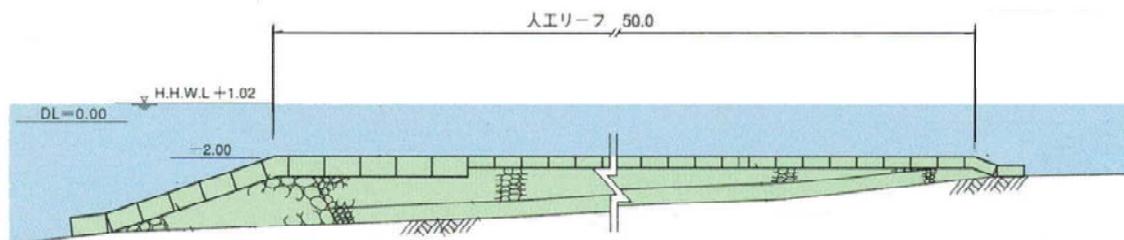
※T.P.：東京湾中等潮位

主な海岸保全施設標準断面図

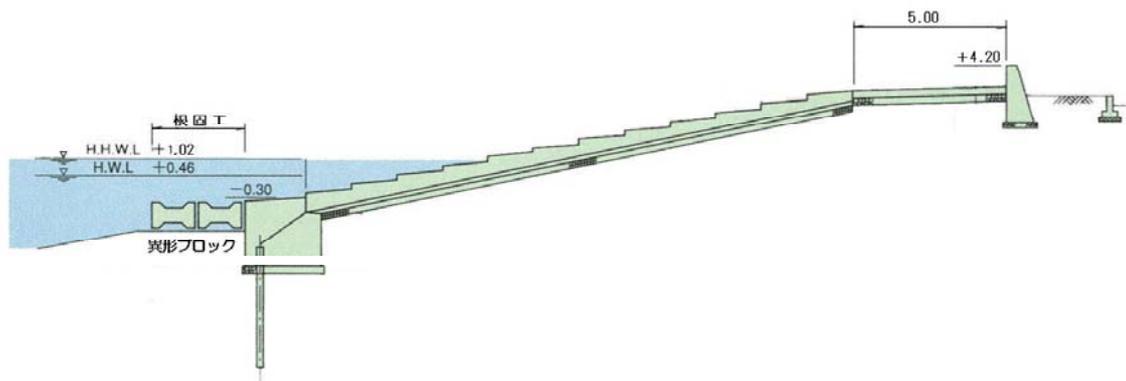
離岸堤・副離岸堤



人工リーフ



緩傾斜堤



3) 保全施設の整備状況

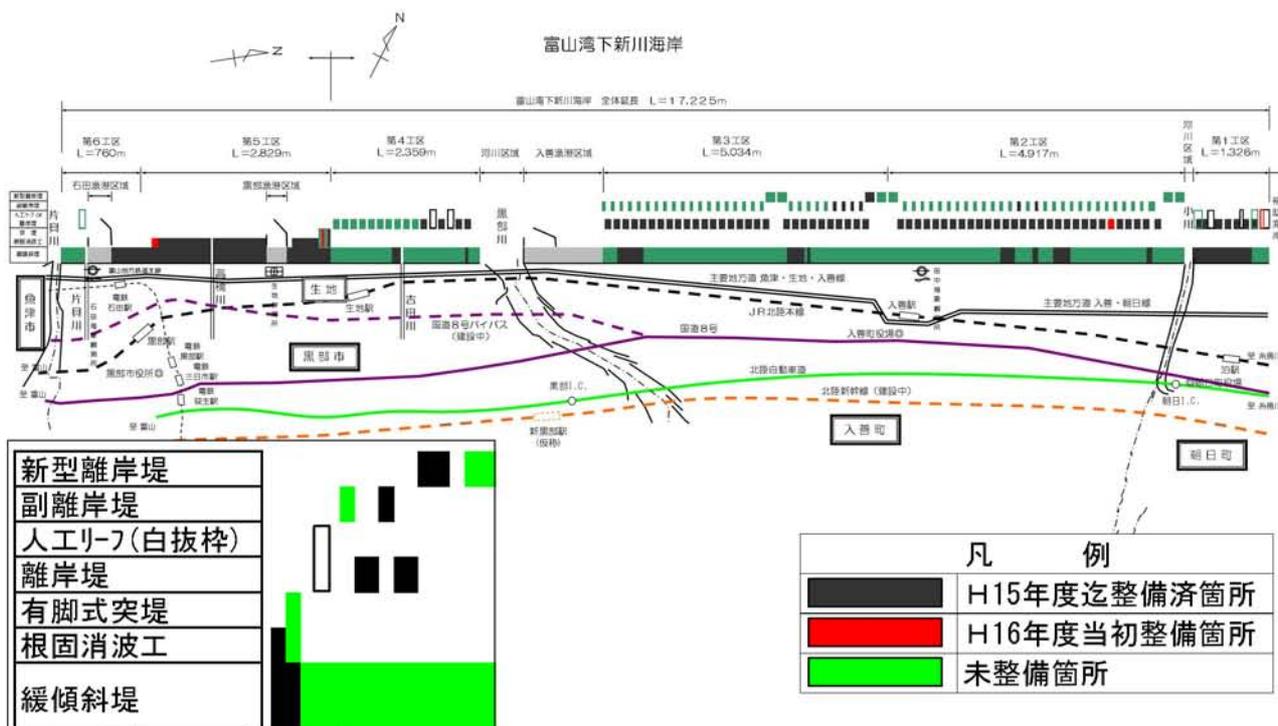
下新川海岸では、侵食の著しい地区から直立堤等の線的防護施設を整備し、その後、背後地が家屋連担部である地区を優先に離岸堤等の面的防護施設(沖合施設)の整備を進めてきたところである。

平成16年3月末現在の下新川海岸の保全施設整備率は、約37%であるが、引き続き背後地状況等を考慮し、沖合施設(離岸堤、副離岸堤、人工リーフ等)の整備中である。

一方、護岸施設、沖合施設(離岸堤、副離岸堤、人工リーフ等)ともに未整備の区間もある状況にある。

下新川海岸保全施設整備状況表

工種	単位	計画値	平成15年度迄実施	残事業	工種	単位	計画値	平成15年度迄実施	残事業
直立堤	m	9,859	9,859	0	副離岸堤	基	66	12	54
副堤	m	8,949	8,949	0	人工リーフ	基	10	7	3
消波工	m	12,369	12,369	0	新型離岸堤	基	5	1	4
突堤	基	51	51	0	有脚式突堤	基	4	1	3
根固消波工	m	2,219	2,109	110	緩傾斜堤	m	21,832	6,907	14,925
離岸堤	基	83	71	12					

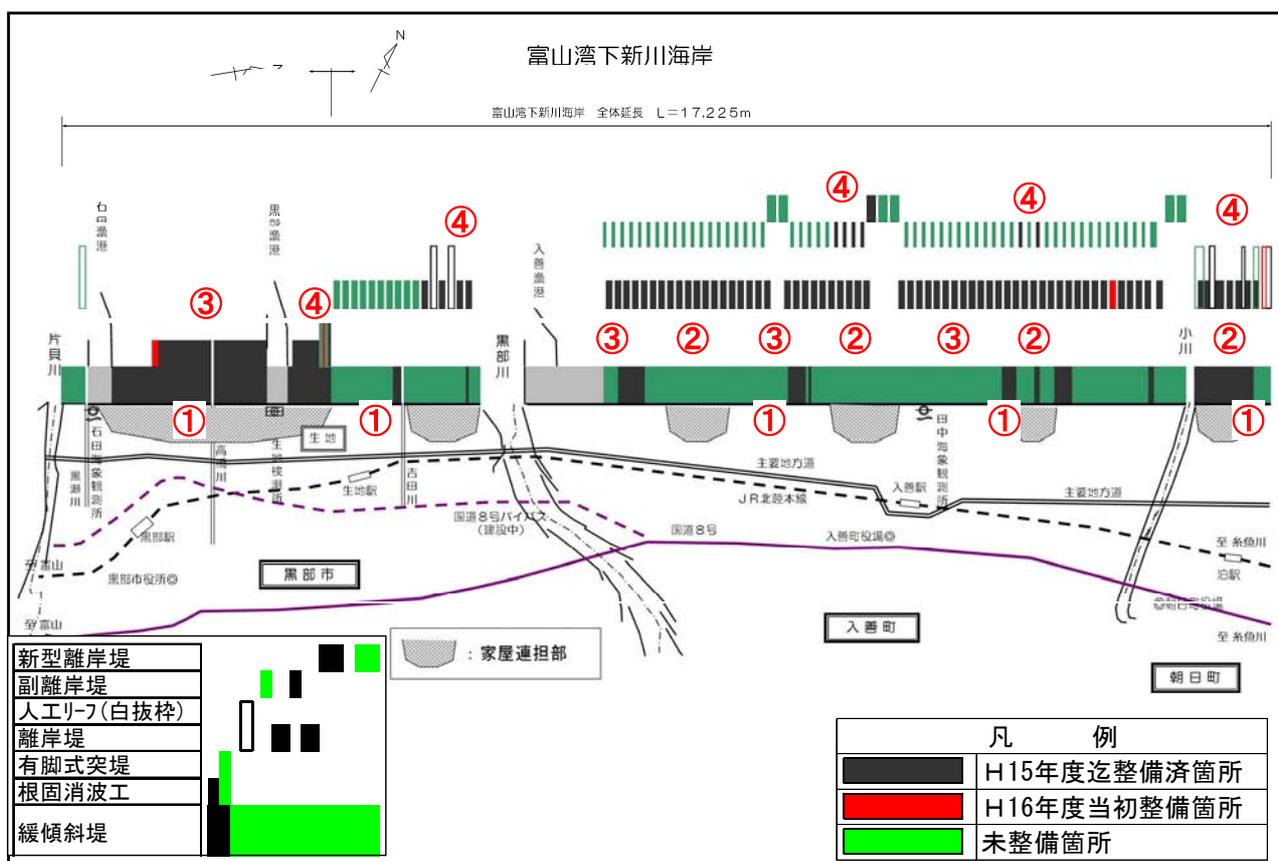


海岸保全施設整備状況図(平成16年3月現在)

○海岸保全施設の整備順序について

下新川海岸では、次のとおり、保全施設の整備を実施している。

- ① 侵食の著しい地区(生地以東)から直立堤等の施設整備による線的防護に着手
- ② 被害が激しく、背後地が家屋連担部である地区(吉原、横山等)優先に沖合施設整備による面的防護に着手
- ③ ②整備後、高波浪エネルギーが大きい生地以東で、沖合施設が未整備区間について離岸堤等の整備を推進。また、生地以西の背後地が家屋連担部である地区で、根固消波工の整備を推進。
- ④ 近年、侵食が進んだ黒部川西側で沖合施設の面的防護に着手。
黒部川東側で離岸堤が整備済区間で、背後地が家屋連担部である地区について、開口部からの越波対策として副離岸堤整備に着手。
生地以西の侵食対策上重要となる生地鼻の侵食対策(有脚式突堤)に着手。



海岸保全施設整備順序模式図

4) 現在、実施中の主要整備内容及び進捗状況

第一工区：高潮・侵食対策（人工リーフ、副離岸堤、緩傾斜堤）

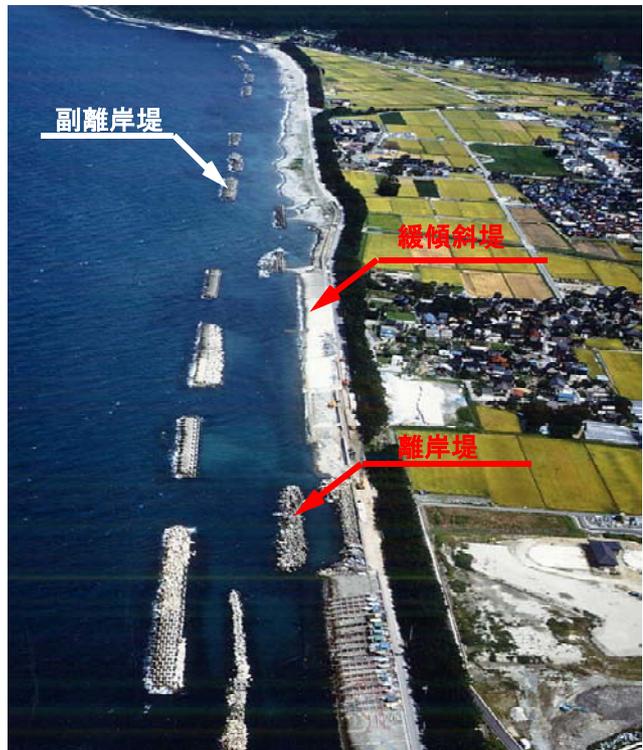
○目的：高波浪による侵食・越波が激しく、既設堤防も老朽化しており、背後地には家屋連担部があり、越波・浸水被害等の危険性が高いため、対策が急務である。消波構造物により、安定した前浜の復元・維持を図り、侵食・越波を抑制し、背後地の安全確保を行う。

○整備内容：人工リーフ 7基、副離岸堤 6基、緩傾斜堤 1326m

○進捗状況：昭和56年度に副離岸堤に着手、整備率は80%（平成16年3月末現在）
人工リーフ 4.6基、副離岸堤 6基、緩傾斜堤 970m



整備前状況（昭和58年5年撮影）



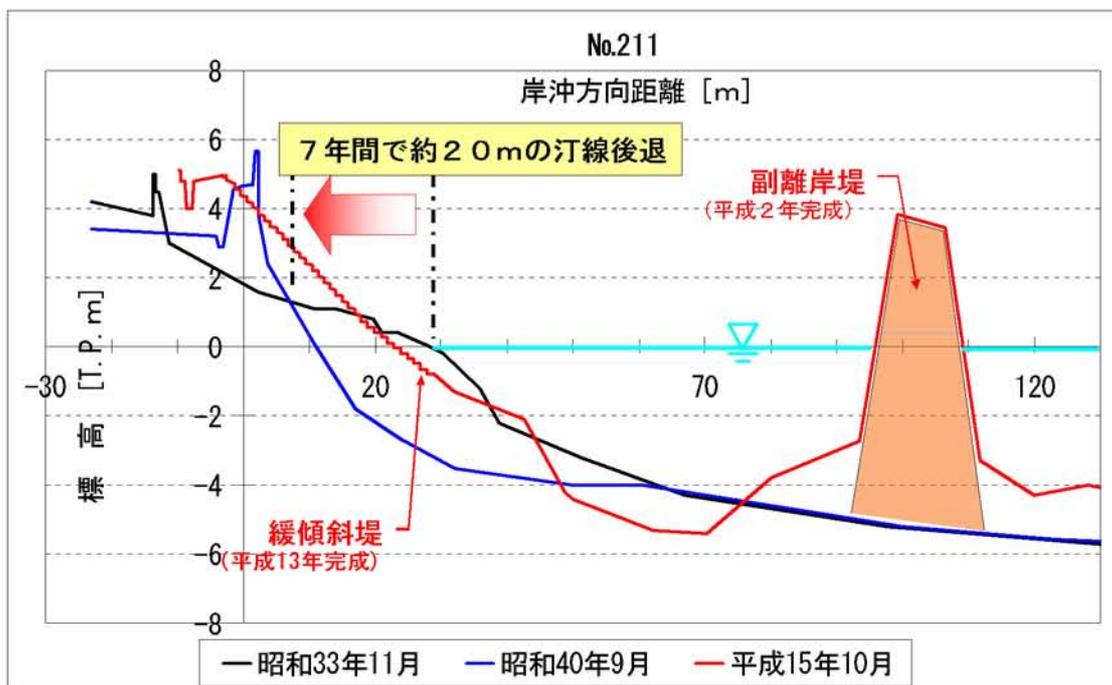
整備中状況（平成13年8年撮影）



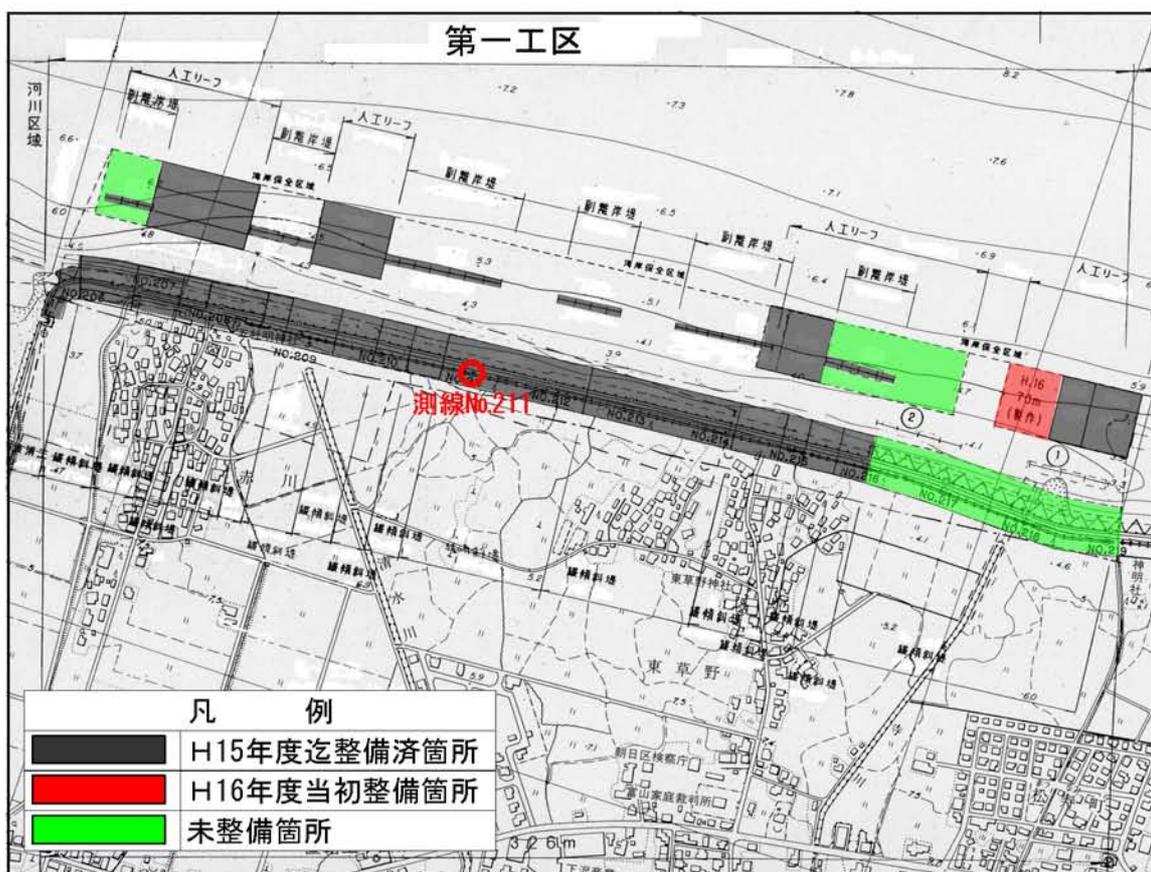
整備前状況（直立堤・消波工）



整備後状況（緩傾斜堤）



侵食状況横断面図（第一工区：測線No.211 赤川地先）



整備状況平面図（第一工区）（朝日町赤川～東草野地先）

第五工区：高潮・侵食対策（透過型有脚式突堤）

○目的：生地地先は、海底勾配が極端に変化する地先であり、侵食が著しく、背後地には住宅が密集し、越波・浸水被害等の危険性が高いため、対策が急務である。当地先の特徴的な地形に対応した面的防護施設により背後地の安全確保を行う。

○整備内容：透過型有脚式突堤 4基

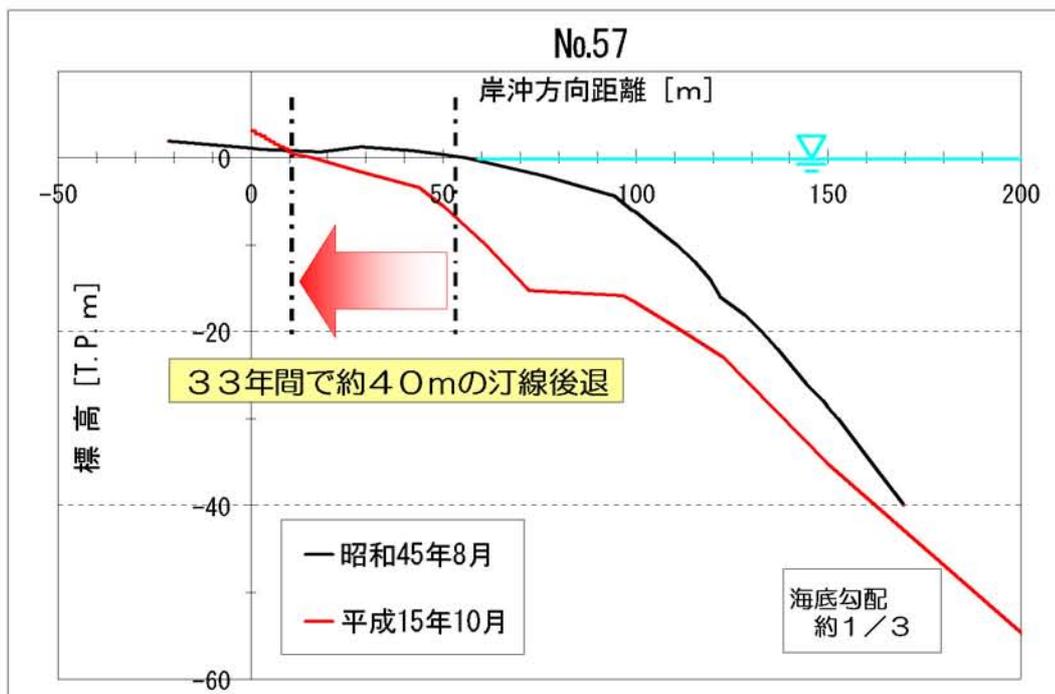
○進捗状況：平成12年度に着手、整備率は25%（平成16年3月末現在）

透過型有脚式突堤 1基

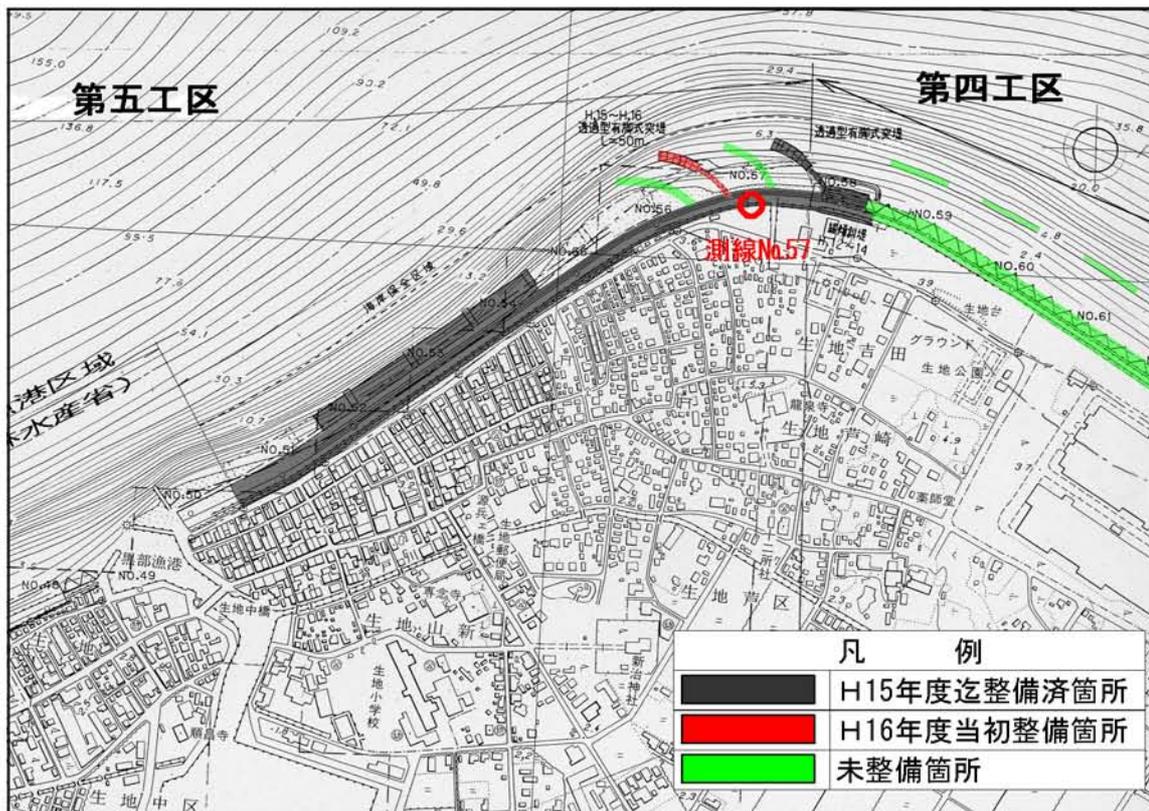


1基目施工後の状況（平成15年3月撮影）





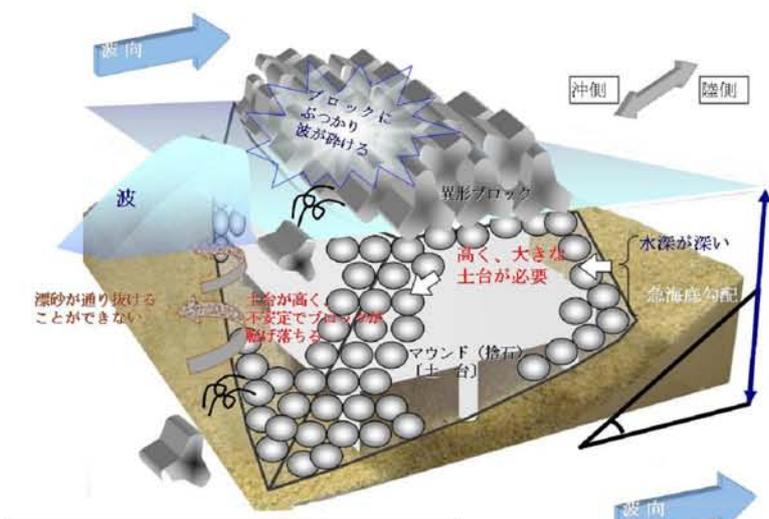
侵食状況横断面図（第五工区：測線No.57 生地地先）



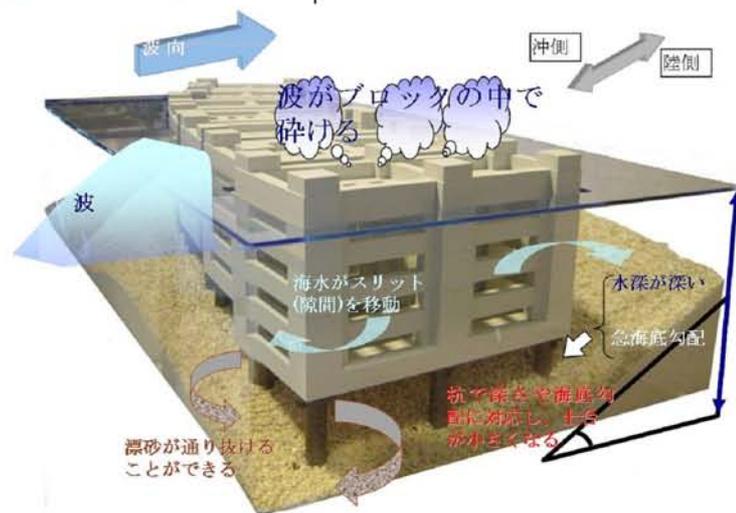
整備状況平面図（第四・五工区）（黒部市生地地先）



← : 沿岸漂砂の流れ



従来型工法施設構造イメージ



透過型有脚式突堤構造イメージ

※本構造については、専門分野の学識経験者で構成される委員会により決定されている。

①海底勾配が急峻（約1／3）で設置水深大

従来型工法：捨石基礎（マウンド）では、崩壊し堤体が沈下する
 新型工法：杭基礎なら、急勾配・大水深でも設置可能

②波浪を制御し、沿岸漂砂を下手側（西側）に供給

従来型工法：捨石基礎（マウンド）では、沿岸漂砂を遮断下手側への土砂供給ストップ
 新型工法：杭基礎なら、杭間を漂砂が自由に通過

③ライフサイクルコストの低減

従来型工法：捨石基礎（マウンド）では、堤体の沈下等により機能低下し維持費がかさむ
 新型工法：杭基礎なら、堤体等の沈下がないため、維持費を低減

5) 現状での課題

直轄事業着手後、離岸堤、人工リーフ工法を中心に侵食対策を進め、目標である汀線後退の抑制、汀線の前進に効果を上げている。

しかし、沖合施設の未整備区間では高波浪等により侵食・越波による甚大な被害が懸念される。

沖合施設が未整備区間では、直接、高波浪が押し寄せ侵食が進み、浸水や越波被害が生じる恐れがある。



第五工区状況写真（生地～立野地先）（平成13年9月撮影）



家屋に達する越波状況（生地）
（昭和48年撮影）



高波浪時の状況（越湖）
（平成16年1月）

沖合施設がなく、直接、高波浪が堤防に押し寄せ、越波量も増大傾向にある。

3. 事業の投資効果

1) 費用対効果

総費用 (C) = 1,623 億円

総便益 (B) = 3,028 億円

$$B/C = 1.9$$

海岸事業の費用便益分析指針の基本的な考え方

事業投資によって整備される護岸や離岸堤等の海岸保全施設等がもたらす経済的な便益や費用対効果を計測することを目的として実施

海岸保全施設の整備による便益

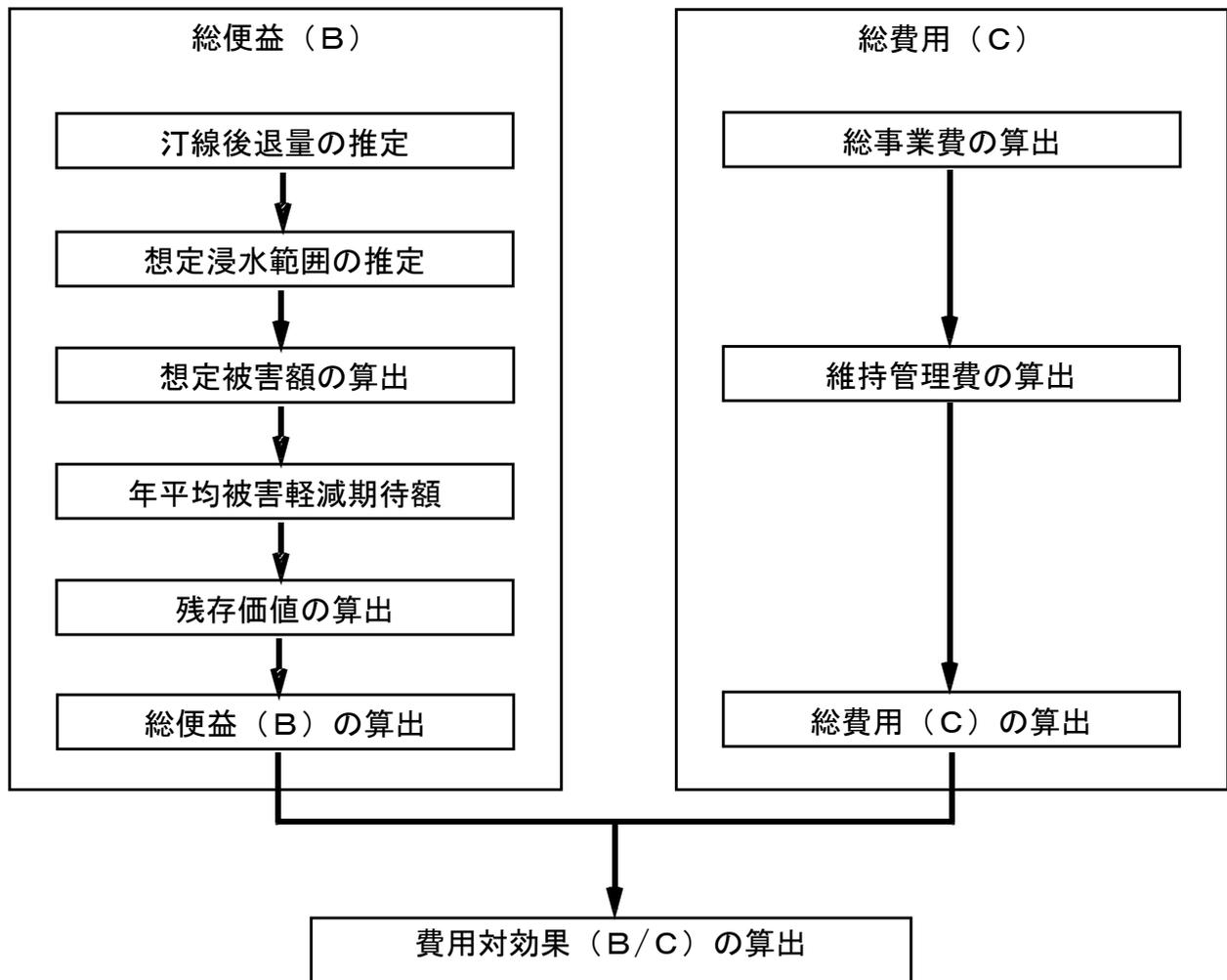
- ・ 越波等により生じる人命被害と直接的または間接的な資産被害を軽減することによって生ずる可処分所得の増加 (便益)
- ・ 越波被害が減少することによる土地の生産性向上に伴う便益
- ・ 安全度向上に伴い災害による精神的被害軽減効果として実施
- ・ 侵食被害が減少することによる土地、資産等の保全効果

○海岸事業の主な効果

分野	分類	小項目
防 護	浸水防止	想定浸水地域（高潮）の被害軽減効果
		想定浸水地域（津波）の被害軽減効果
		災害による精神的被害軽減効果
		想定浸水地域の人的被害軽減効果
	侵食防止	土地保全効果
		資産等の保全効果
		海食崖の侵食防止効果
		重要文化財等の保全効果
		災害による精神的被害軽減効果
		交通遮断防止効果
	飛砂・飛沫防止	飛砂・飛沫の被害軽減効果
災害発生時の影響	海岸背後地の地すべり防止効果	
	避難地の提供効果	
環 境	自然環境の保全	自然景観存続効果
		海食崖の保存効果
	生態系の保全	希少種の存続効果
		生態系の存続効果
	海水浄化	砂浜等による海水浄化効果
	生物育培	砂浜等の生物育成効果
	地球環境保全への寄与	二酸化炭素吸収量の増加効果
		リサイクル資源など環境配慮効果
利 用	レクリエーション等利用	レクリエーション等利用維持・向上効果
		交流人口の拡大効果
		祭り・イベント等の開催機会向上効果
		体験学習・環境学習の場の維持効果
	アメニティ向上・存続	利用者の疲労軽減効果
		歩行の快適性向上効果
		悪臭等の衛生環境の改善・向上効果
	漁業等利用	砂浜等による漁船保管利用維持効果
		漁場保全効果
		砂浜等の生物育成効果
	地域産業の活性化	宿泊施設等の集客能力向上効果
		海の家等の集客能力向上効果
		地域雇用の創出効果
	地域文化保全・継承	砂浜等による地域文化保全・継承効果
		地域の魚食文化の普及効果
		海や漁業に関する市民の理解増進効果
その他	用地利用	土地創出効果
		地価上昇効果

: 便益算定に計上している項目

費用対効果（B/C）の算出の流れ



費用便益分析を行うにあたっての想定

①便益算定の際の想定

侵食防止便益

- ・ 侵食速度, 土地価格

浸水防護便益

- ・ 計画外力および浸水範囲
- ・ 浸水範囲内の資産
- ・ 浸水防護便益の算定に用いる被害率等

②費用算定の際の想定

- ・ 整備に要する期間
- ・ 維持管理費

総便益（B）の算出

汀線後退量の推定

事業実施以前の既往資料より、侵食速度を設定し、10年後、20年後、30年後、40年後、50年後の汀線位置を設定する。

想定浸水範囲の推定

確率波浪外力(1/10, 1/20, 1/30, 1/40, 1/50)を設定し、レベル湛水法により確率外力別の浸水範囲を求める。

想定被害額の算出

侵食範囲、浸水範囲内の想定被害額を算出する。
侵食による想定被害額
・一般資産被害(家屋, 事業所)
・消失土地面積
浸水による想定被害額
・一般資産被害(家屋, 家庭用品, 事業所等)
・農作物被害
・公共土木施設被害

年平均被害軽減期待額

事業を実施しない場合と実施した場合の被害額の差分を被害軽減額とする。
確率外力別の被害軽減額にその高潮の生起確率を乗じて、計画対象外力(1/50)まで累計する事により、「年平均被害軽減期待額」を算出する。

残存価値の算出

護岸、消波構造物等の残存価値をそれぞれ求める。
残存価値 = 4億円

総便益（B）の算出

事業完了後50年間を評価対象期間として、年被害軽減期待額の総額を総便益(B)とする。
なお、便益は年4%の割引率で割り引いて現在価値として評価する。
総便益（B） = 3,028億円
侵食防止便益 5億円
浸水防護便益 3,019億円
・一般資産 1,057億円
・農作物被害 26億円
・公共土木被害 1,936億円
残存価値 4億円

総費用（C）の算出

※総費用についても、年4%の割引率で割り引いて現在価値化する。

総事業費の算出

直轄事業着手時点から、完成までの総事業費（事業実績費＋残事業費）を求める。

$$\text{総事業費} = 1,576 \text{億円}$$

維持管理費の算出

海岸保全施設完成後、評価期間(50年間)の維持管理費を求める（建設費の0.5%を維持管理費として計上）。

$$\text{維持管理費} = 47 \text{億円}$$

総費用（C）の算出

総費用（C）＝

総事業費＋維持管理費

$$= 1,576 + 47 = 1,623 \text{億円}$$

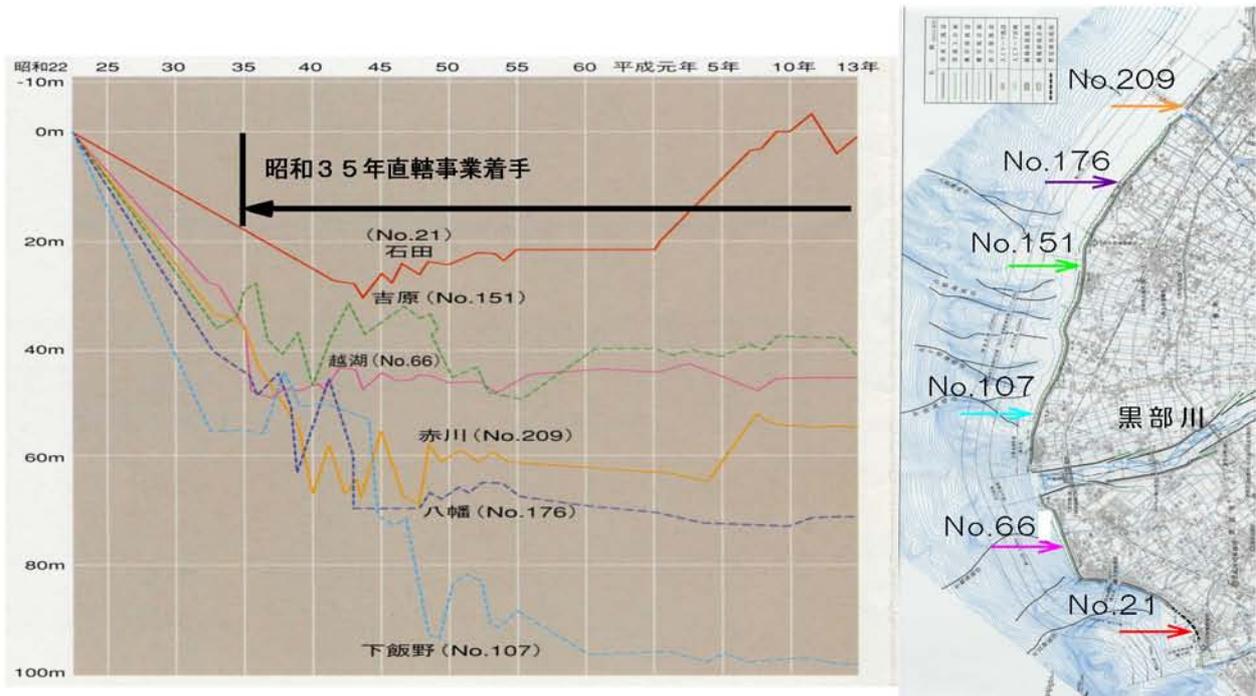
2) これまで行った事業の効果

事業着手以来、目標である安定した前浜の形成にむけて、海岸保全施設を順次整備してきていることにより、順調に砂浜が回復しつつある。また、沖合施設整備により越波対策に効果をあげている。

○効果事例（海岸保全）

①侵食の抑制と汀線の回復

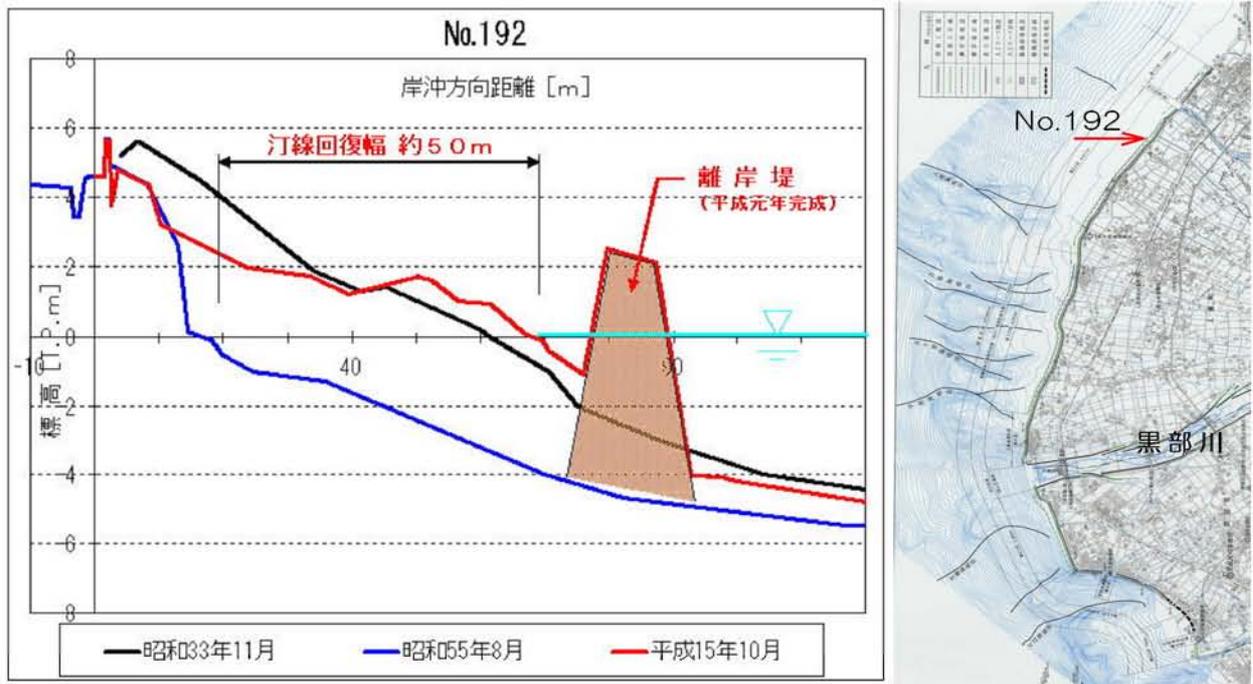
事業着手以来の効果として、汀線後退が抑制され、砂浜幅の回復が図られている。あるいは侵食がとまり、汀線が安定化しつつある。



下新川海岸汀線変動状況図



第二・三工区(入善町)の砂浜幅及び砂浜幅変化量図



第二工区(春日地先：測線192地点)横断経年変化図

②沖合施設の消波効果

沖合施設の未整備区間では、写真1のとおり、直接高波が押し寄せ越波する状況にあるが、沖合施設が整備済の区間では、写真2のとおり、沖合では高波が碎波され対策効果をあげている。



写真1 越波状況（第一工区）

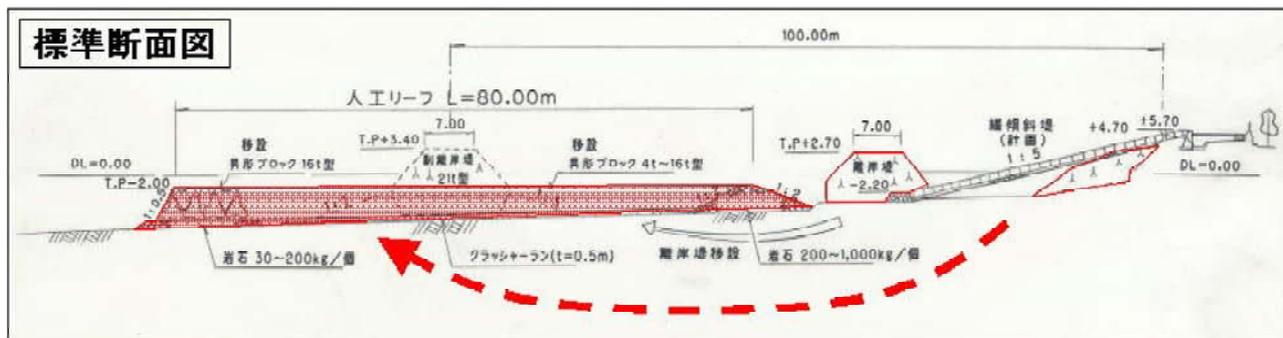


写真2 沖合施設(離岸堤)による消波状況（第二工区）

3) コスト削減の取り組み

保全施設の整備にあたっては、発生材の再利用などにより、コスト削減を図っている。

緩傾斜堤防の整備に伴い撤去が必要となる離岸堤や消波工から発生する消波ブロックを沖合に整備する人工リーフに転用することによりコスト削減を図っている。



現場発生材の再利用の取り組み状況

4 事業を巡る社会情勢等

1) 地域の開発状況

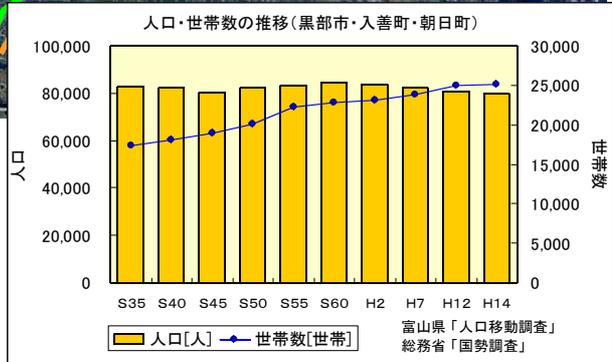
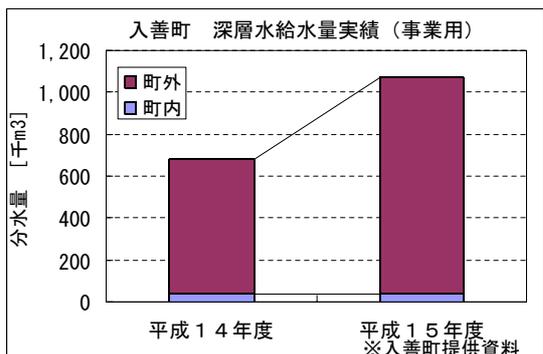
下新川海岸の背後では、黒部市を核に経済活動が活発で、高速道路や鉄道等の基幹インフラが整備され、さらに、北陸新幹線の整備も進められ、広域交通体系の強化も図られている。

また、黒部川の豊かな伏流水や地下水を背景とした稲作やアルミ製品・先端産業などの製造工業、酒、飲料水などの食品工業が盛んで豊かな黒部川の水や深層水を利用した地域特産の畜産・水産物の開発にも積極的に取り組んでいる地域である。

今後は、黒部市に北陸新幹線駅の建設が予定されており、これら産業や海岸域に点在する史跡等の観光資源と有機的に結びつき、更なる発展が期待される地域である。



背後地には湧水地が多数点在し、観光スポットにも



入善町海洋深層水関連施設より事業用のみで年間約1,000千m³給水され、各産業に利用。これは、県の下水道年間給水量に迫る量である。

富山県民新世紀計画（平成13年4月策定）において、新川地区（構成市町村：魚津市・黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町）は、『水と緑の中で交流と産業が生まれる生活文化都市圏』と位置づけられ、さまざまな施策が進められている。

主な施策：◆海洋の保全と利用

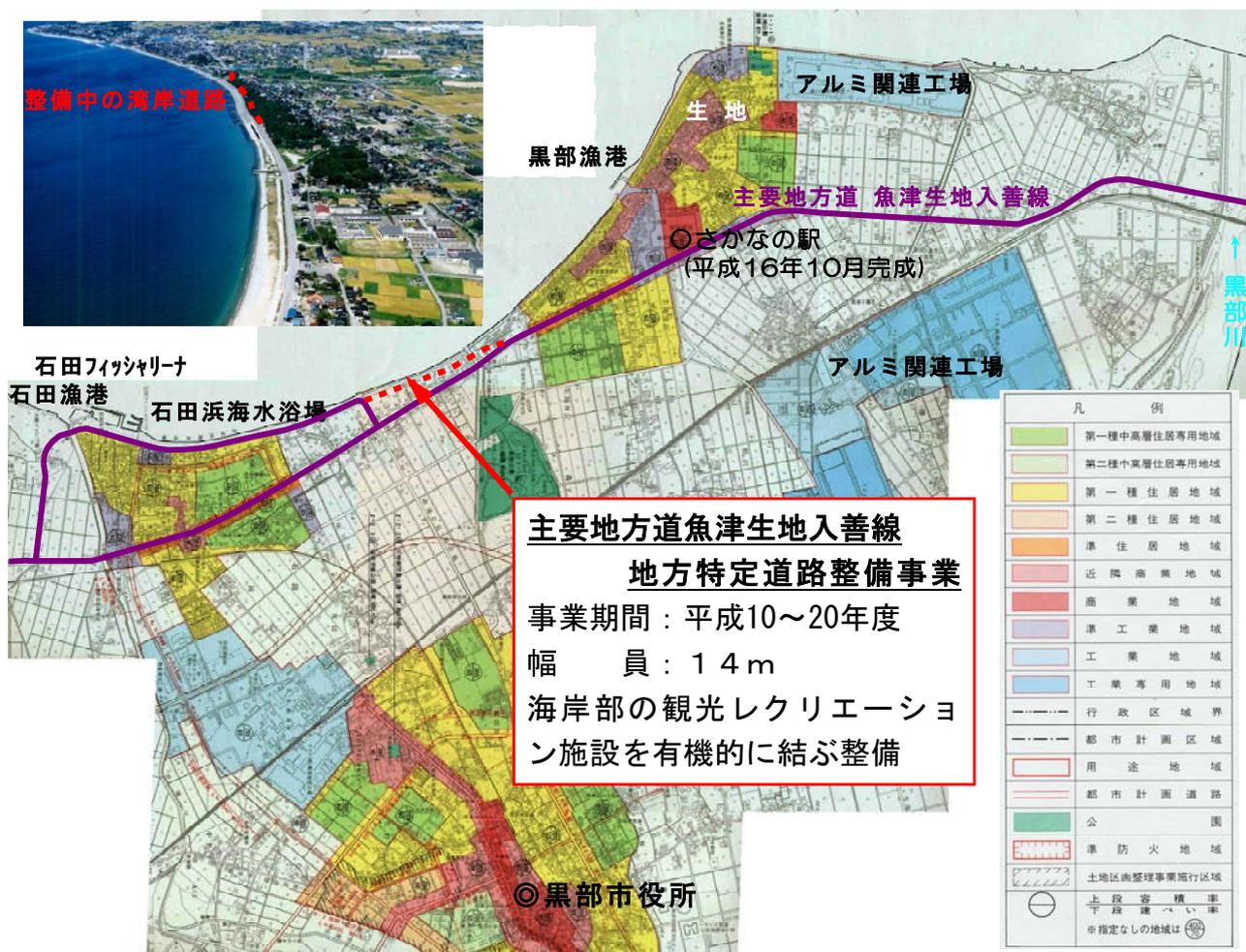
- ・海岸侵食対策事業、海岸環境整備事業 等

◆交通

- ・県道等の整備（湾岸道路（魚津生地入善線 他）） 等

◆産業振興

- ・深層水等新たな資源を利用した新産業の育成、地場・先端産業（アルミ関連等）の育成 等



黒部市都市計画図（一部抜粋）

海岸部では、高度に土地利用され、人口密度が高い状況にある。また、古くから漁業も盛んであり、近年では、観光との連携を図った特産品の販売ルート拡充の取り組み（さかなの駅）も積極的に行われている地域である。

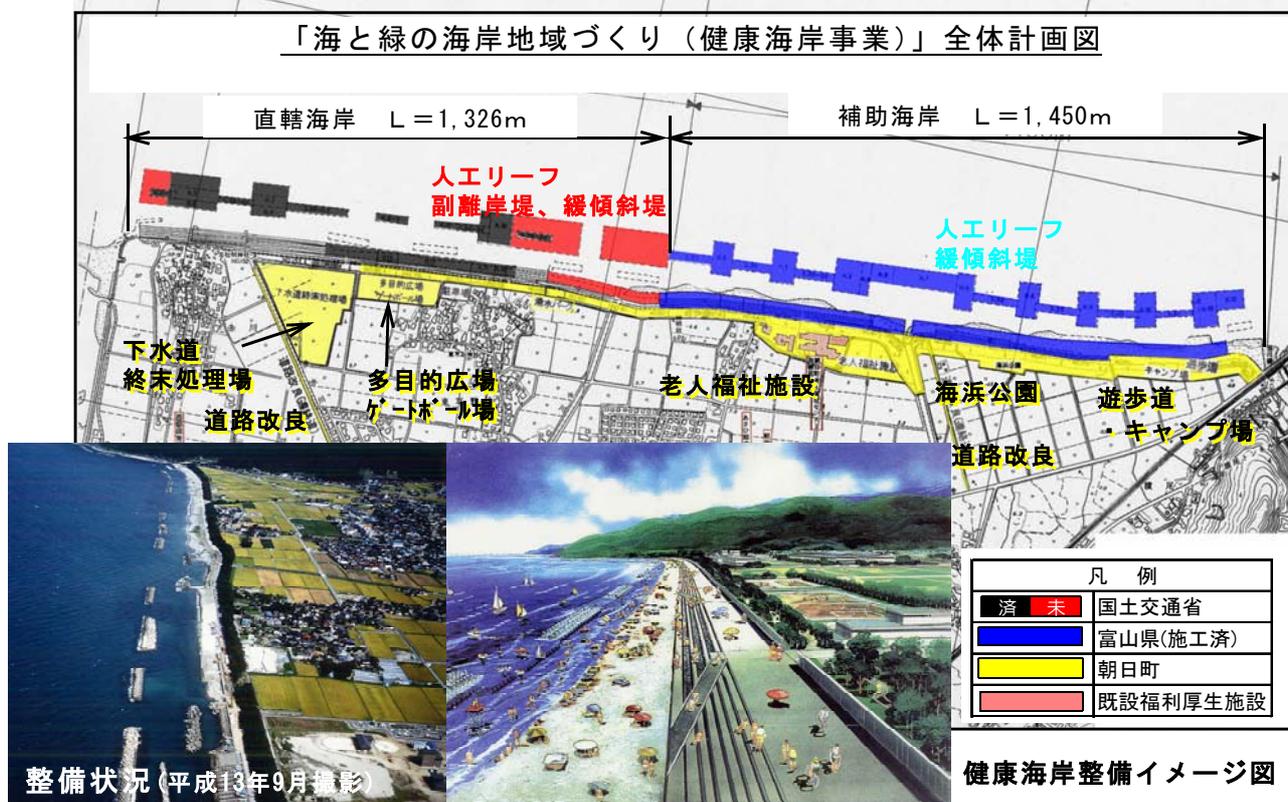
2) 地域との協力体制

昭和47年4月1日に黒部川流域の1市3町の首長並びに議会議長によって組織される「黒部川治水同盟会」、並びに、県議会議員及び関係2市3町議会議長により組織される「下新川海岸整備事業促進議員連盟」が、海岸事業の推進に関する要望等、積極的な活動を行っている。

3) 関連事業との整合

○「海と緑の海岸地域づくり計画」(健康海岸事業)の推進【朝日町】

朝日町で実施している海浜地域のもつ健康増進機能を活かした地域づくりと連携した海岸整備を実施している。



4) その他

富山湾での沿岸漂砂の卓越方向は、全般に西向きであるが、海岸線形状が複雑で急勾配の海底が迫るところが多く、沖への漂砂機構及び土砂収支が十分に解明されていない。そのため、海岸保全施設整備と併せて、今後も深淺データによる地形変化の正確な把握や沖への土砂移動量、特に海底谷部での深海への土砂移動機構と移動量及び漂砂量について調査研究を行っていく。

また、総合的土砂管理のため、宇奈月ダムから排砂を行う等、出来るだけ自然に近い形で土砂を下流に流す取り組みを行っているところである。

5. 対応方針（原案）

①事業の必要性に関する視点：継続が妥当と判断できる。

- ・下新川海岸は、河川及び漂砂の上手側（新潟県側）からの土砂供給が期待できない状態では、富山湾特有の「波」による影響や急峻な海底勾配の状況から、現状の汀線を維持することは難しい。
- ・また、背後地は市街地や産業が発展し、地域の資源を活用した地域づくり進んでおり、海岸保全の必要性は高い。
- ・そのため、背後地の資産防護・土地利用を総合的に勘案して、侵食防止や海浜砂固定を推進する必要がある。
- ・さらに、事業実施にあたっては自然環境に配慮するとともに、地域と連携し整備を推進する。
- ・海岸保全事業を行った場合の費用対効果は1.9である。

②事業の進捗の見込みの視点：継続が妥当と判断できる。

下新川海岸の直轄海岸工事施行区域における保全施設の整備率は約37%であり、これまで侵食が進行し危険な箇所から順次整備進捗を図ってきた。現在は、健康海岸事業で連携して実施している侵食防止対策を重点的に実施している。海岸事業の推進に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業を推進し、進捗を図ることとしている緊急性の高い区間より順次対応を進める。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点：①、②の視点で見直しを図る必要が無いと判断できる。

- ・①、②の各視点で継続が妥当と判断できるが、事業実施にあたっては、他事業との連携、新技術の活用等により、一層の建設コスト縮減に努める。

対応方針（原案） 事業継続

（理由）

下新川海岸の背後地は、富山県東部を代表する黒部市、入善町、朝日町の人口が集中する地域が含まれ、富山県の産業を支える企業などの立地も進んでいる。更に、地域の資源を活用した地域づくりが進められ、今後も北陸新幹線の整備により更なる発展が期待できる地域であることから、これら人命、財産を防護する下新川海岸保全整備事業は、新川地域の発展の基盤となる根幹的社會資本整備事業である。また、利用と景観に配慮した安全・安心な海岸づくりについて、地域から早期整備が求められている。

従って、本事業は継続が妥当である。